

道路雪害対策支部「警戒体制」を設置

令和4年2月7日8時00分現在、山形県内の指定雪量観測点5地点のうち4地点が警戒積雪深に達したため、山形県と東北地方整備局が協議し、山形県は令和4年2月7日16時00分、道路雪害対策本部を設置し「警戒体制」に移行しました。

あわせて、山形河川国道事務所・酒田河川国道事務所においても**道路災害対策支部（雪害）「警戒体制」**を設置しましたのでお知らせします。

1. 積雪状況（2月7日 8時00分現在）

雪量観測点	積雪深（cm）	警戒積雪深（cm）
米沢市	136	130
山形市	56	50
尾花沢市	206	180
新庄市	174	150
鶴岡市	60	70

2. 体制時における措置

豪雪災害に備え、国、山形県の道路管理者が、相互に連携を密にし、情報連絡や道路巡回の強化を図ります。

3. 雪害情報

令和4年2月7日16時00分現在、山形・酒田河川国道事務所管内の国道（7号、13号、47号、48号、112号、113号、日東道及び東中道）において雪害情報はありません。

今後も円滑な交通確保に努めてまいりますので、安全走行及び除雪作業へのご協力をお願いいたします。

《記者発表会：山形県政記者クラブ、酒田記者クラブ、鶴岡記者会》

【問い合わせ先】

東北地方整備局山形河川国道事務所	電話	023-688-8421（代表）
	道路管理第一課長	成田 武寛（内線）431
東北地方整備局酒田河川国道事務所	電話	0234-27-3331（代表）
	道路管理課長	米塚 善昭（内線）431